

「ここから裁判」傍聴のしおり(5)

2006年6月14日

「ここから」裁判を支援する全国連絡会

七生養護学校「こころとからだの学習」裁判を支援する全国連絡会

本日は、お忙しいところ第5回弁論への傍聴参加ありがとうございます。

< 本日の口頭弁論の内容 >

本日の口頭弁論は、4月に陳述された都教委準備書面に対する反論を含んだ原告側の準備書面4が提出され、弁護団の田部知江子弁護士から陳述されます。この間の弁護団の議論では、3人の都議の違法行為の性質は際だっており、彼らが今回の「七生養護学校事件」を引き起こした元凶であることが述べられています。

また、原告の井上収之さんからは、望まない妊娠を扱った「北の国から」のビデオを教材とした高等部の授業について都教委の「不適切」指摘に反論する陳述が行われます。続いて原告・澤野三枝子さんから、七生養護学校の教育課程づくりと学校教育目標作成経過について陳述されます。

被告側からの書面は今回は無いようです。

尚、写真・録音等はできません。メモは問題ありません。拍手やヤジなどは禁じられていますので、ご注意ください。

< 報告集会 > 裁判終了後、虎ノ門のオカモトヤビルで行います。本日の裁判のまとめと到達点を確認し、弁護団、原告、支援者が交流します。ぜひご参加下さい。

がんばれ！原告・弁護士！！

聞き取りもなく証拠の提示もなく、発言も認めないでいきなりの嚴重注意処分！くやしさを胸に、被告の理不尽さの背景に迫ります。
(井上収之)

裁判官からの釈明に明確に答えるため、弁護団一同力を振り絞ったところ、またまた大部の準備書面になってしまいました！被告らのどの行為が、どの原告にどのような損害を与えたのか、その問いに答えようとすればするほど、被告らの一体となった一連の行為はもちろん個々の行為を取り出しても十分に違法性の高いものだということが浮かび上がってきました。裁判官に、被告らの一体となった一連の行為の悪質さと、それを構成する一つ一つの行為の違法性の高さをしっかり認識してもらえるよう準備書面の要旨を陳述します。

(弁護士・田部知江子)

子ども達の実像をみつめ、子どもたちの思いによりそって作ってきた七生の授業を、一方的に破壊するなんて！被告都教委らには、子ども達の人権を尊重せよ、といいたい。
(沢野三枝子)



本日法廷の見どころ聞きどころ

4月に出された都教委の「準備書面2」というのは、それまで都教委が、「こころとからだの学習」の教材や授業について「学習指導要領に書かれていないことを教えた」「子どもの発達段階を逸脱している」などの説明はあっても、学習指導要領のどこに逸脱しているのか、発達段階とは具体的に何をさすのかが不明確だ、との原告側の「求釈明」に答えたものでした。ところがその内容は、これまで

の都教委の説明のどこにも無かったことがらが突然持ち出されてきたものが多く含まれており、原告側が「えーっ！何これ」というような「不適切理由」でした。当時の校長からも、「聞き取り調査」の時に、厳重注意言い渡しの際にさえ聞いたことが無かった、「発達論」や「学習指導要領逸脱論」がそこに述べられていたのです。

都教委準備書面2の「へー」と驚く「不適切理由」の一つに次のようなものがあります。

「小学校低学年の児童に『からだうた』を毎回歌わせたこと。この時期は、言語活動の入門期及びその延長線上にあり、言語発達で言えば、一・二語文を発する、または耳にした言葉を繰り返す段階の児童が含まれている。その段階の児童に、ペニス・ワギナといった外国の医学用語を含む歌（他の身体部分の名称は、一般的な日本語である。）を、性教育の始まりには必ず歌わせている（中略）ことは、児童に言語の意味を十分に理解しないまま、言語を覚えさせることにつながる。（中略）マナーやエチケットが児童に正しく理解されていない段階で使用することは、教育的配慮に欠くものである。」

まず、「毎回歌わせていた」というのはねつ造です。教師が身体の部位名称を教え、この授業の始まりを告げる歌として歌っていたものです。しかも授業時数は年間7～8回（低学年）の授業です。さて、性器名称ですが、2003年の時点の小学校3年と4年生の保健の検定済教科書には次のように書かれていました。

・ 東京書籍 & 大日本図書
いんけい（ペニス）ちつ（ワギナ）
・ 学研 ペニス ワギナ（ちつ）
・ 光村図書 いんけい（ペニス）ちつ
・ 光文書院 いんけい ちつ
・ 文教社 陰茎 膣
（両方とも文字の上にふりがなつき）

小学校3年・4年ではマナーやエチケットが理解されているから使えて、それ以下の子どもには使ってはならない、というものでしょうか。うんち、おしっこなどの言葉をやたらに使うことは子どもによくあることです。そんなときには、知らん顔をするか、「ちょっときたないねえ」とか言って大人が使い方を教えればいいのです。またそうやって、子どもは覚えていくものです。

都議や都教委は身体の部位としての性器名称でなく、それに卑猥な語感を感じながらしか使わないから、過剰反応(?)するのでしょうか？

< 支援する会へご入会を！ >

まだご入会されていない方は、是非会員になって「ここから裁判」を支えてください。会員には機関紙「ここから」（B5判8頁～12頁 年間6～8回）が送られます。

個人：年額1口1,000円（なるべく2口以上でお願いします。） 団体：年額1口5,000円
* 氏名（ふりがな）住所（〒）連絡（Tel / Fax等）を明記して、お振り込みください。
郵便振替口座 00150-8-351743 「こころとからだの学習裁判支援全国連」

「こころとからだの学習」裁判を支援する全国連絡会

連絡先 〒104-0061 中央区銀座3-3-6 銀座モリタビル4F 児玉法律事務所 Fax: 03-3535-2755
〒191-0011 日野市日野本町3-14-18 谷井ビル5F 日野市民法律事務所 Tel: 042-587-3590
ホムペ -ジ <http://www.koko-kara-saiban.com/index.html>